⑪ 年金

年金制度の概要

概　　要

○現役世代は全て国民年金の被保険者となり、高齢期となれば、基礎年金の給付を受ける。（1階部分）

○民間サラリーマンや公務員等は、これに加え、厚生年金保険に加入し、基礎年金の上乗せとして報酬比例年金の給付を受ける。（2階部分）

○また、希望する者は、iDeCo（個人型確定拠出年金）等の私的年金に任意で加入し、さらに上乗せの給付を受けることができる。（3階部分）

年金制度の体系

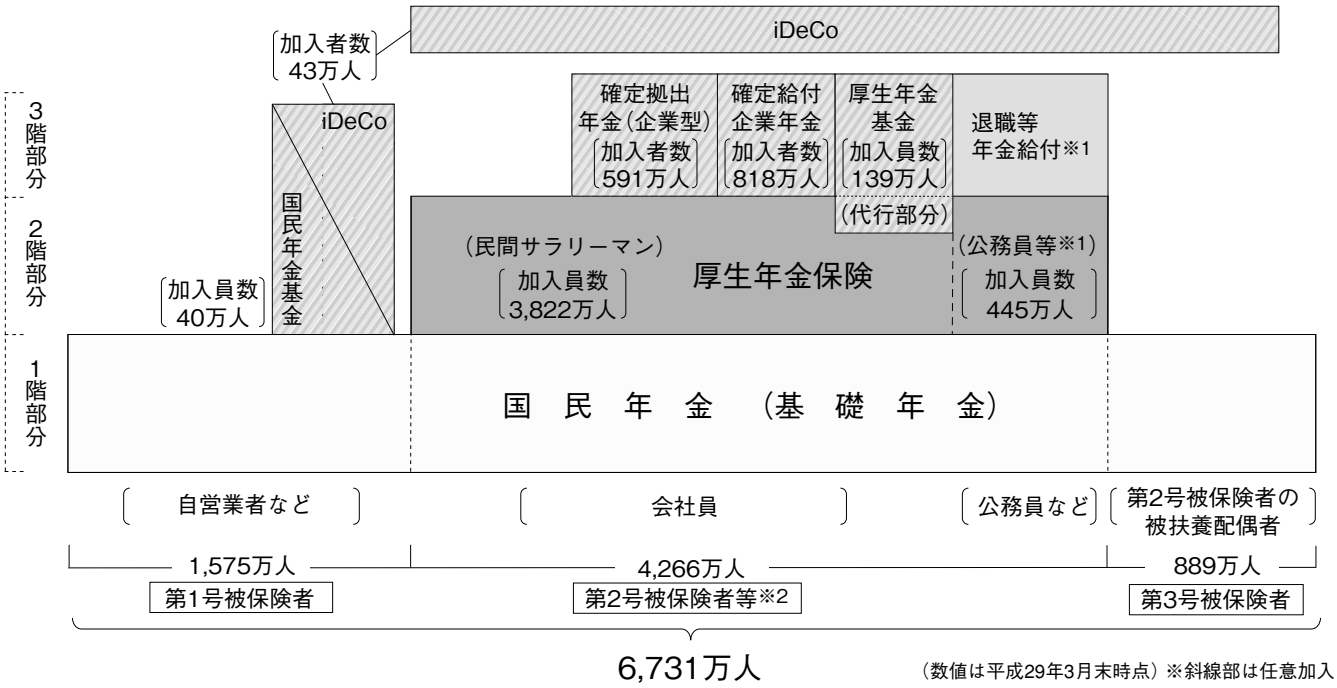

（数値は平成29年3月末時点）※斜線部は任意加入

※1　被用者年金制度の一元化に伴い、平成27年10月1日から公務員および私学教職員も厚生年金に加入。また、共済年金の職域加算部分は廃止され、新たに退職等年金給付が創設。ただし、平成27年9月30日までの共済年金に加入していた期間分については、平成27年10月以後においても、加入期間に応じた職域加算部分を支給。

※2　第2号被保険者等とは、厚生年金被保険者のことをいう（第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢、または、退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する者を含む）。

第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
○20歳以上60歳未満の自営業者、農業者、無業者等	○民間サラリーマン、公務員が該当	○民間サラリーマン、公務員に扶養される配偶者
○保険料は定額、月16,340円（平成29年4月～） ※平成17年4月から毎年280円引き上げ、平成29年度以降16,900円（平成16年度価格）で固定 ※産前産後期間の保険料免除の開始に伴い、平成31年度以降は17,000円（平成16年度価格） ※毎年度の保険料額や引上げ幅は、物価や賃金の動向に応じて変動 ○任意で、付加保険料の納付や国民年金基金、iDeCoへの加入が可能	○保険料は報酬額に比例、料率は18.3%（平成29年9月～） ※平成16年10月から毎年0.354%引き上げ、平成29年9月以降18.3%で固定 ○労使折半で保険料を負担 ○企業により、企業型確定拠出年金や確定給付型年金を実施 ○任意で、iDeCoへの加入が可能	○被保険者本人は、負担を要しない ○配偶者の加入している厚生年金制度が負担 ○任意で、iDeCoへの加入が可能

○老齢年金の給付額（平成30年度）

・自営業者（40年加入の第1号被保険者1人分）　：月額 64,941円

・サラリーマン夫婦（第2号被保険者の厚生年金（平均的な賃金で40年加入）と基礎年金夫婦2人分（40年加入）の合計）　：月額221,277円

○公的年金受給権者数（平成29年3月末）　：4,010万人

○公的年金受給者の年金総額（平成28年3月末）　：54兆5,509億円

詳細資料① マクロ経済スライド

平成16年の改正により、負担の範囲内で給付とバランスが取れるようになるまでは、年金額の計算に当たって、賃金や物価の伸びをそのまま使うのではなく、年金額の伸びを調整する仕組みが導入された。この仕組みは、特例水準が解消された平成27年4月に、初めて発動されることとなった。

新しい年金額の調整の仕組み（マクロ経済スライド）

年金を初めてもらうとき（新規裁定者）：賃金の伸び率　－　スライド調整率※

年金をもらっている人（既裁定者）　：物価の伸び率　－　スライド調整率※

※　スライド調整率：
公的年金全体の被保険者数の減少率＋平均余命の延びを勘案した一定率

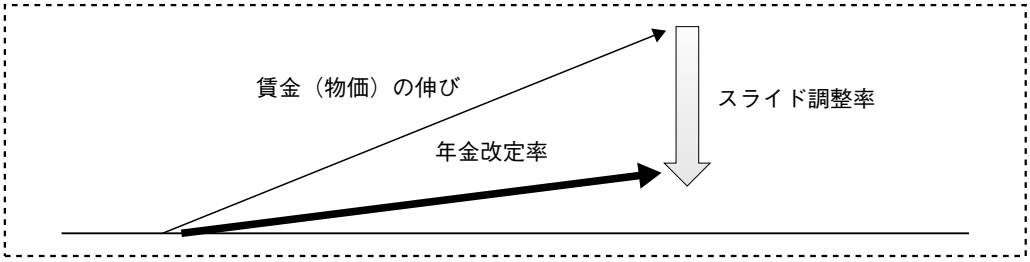

○　少なくとも5年に一度の財政検証の際、おおむね100年間の財政均衡期間の終了時に年金の支給に支障が生じないようにするために必要な積立金（給付費1年分程度）を保有しつつ、財政均衡期間にわたり年金財政の均衡を保つことができないと見込まれる場合は、年金額の調整を開始。

○　年金額は、通常の場合、賃金や物価の伸びに応じて増えるが、年金額の調整を行っている期間は、年金を支える力の減少や平均余命の延びを年金額の改定に反映させ、その伸びを賃金や物価の伸びよりも抑える。（この仕組みを、「マクロ経済スライド」という。）

○　その後の財政検証において、給付と負担の均衡を取ることができると見込まれるようになった時点で、こうした年金額の調整を終了。

詳細資料②　年金制度の国際比較

（2018年3月作成）

	日　本	アメリカ	英　国	ドイツ	フランス	スウェーデン
制度体系	2階建て 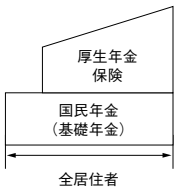 	1階建て 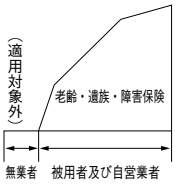 	1階建て 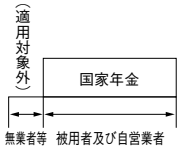 	1階建て 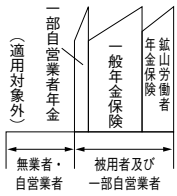 	1階建て 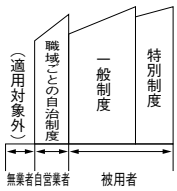 	1階建て 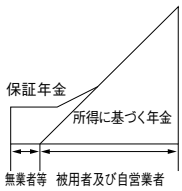
強制加入対象者	全居住者	被用者及び自営業者	被用者及び自営業者	被用者及び一部の職業に従事する自営業者（弁護士、医師等）	被用者及び自営業者	被用者及び自営業者
保険料率注（日本以外は2017年末）※一般被用者	厚生年金保険：18.3%（2017.9～）（労使折半） ※国民年金第1号被保険者は定額。（2017.4～、月あたり16,490円）	12.4%（労使折半）	25.8% 本　人：12.0% 事業主：13.8% ※保険料は、年金の他、雇用保険等の給付に充てるものとして徴収。	18.7%（労使折半）	17.75% 本　人：7.30% 事業主：10.45%	17.21% 本　人：7.0% 事業主：10.21% ※その他に遺族／障害年金の保険料が事業主にかかる（老齢年金とは別制度）。
支給開始年齢（日本以外は2017年末）	国民年金（基礎年金）：65歳 厚生年金保険：男性：62歳（2016.4～） 女性：60歳 ※男性は2025年度までに、女性は2030年度までに65歳に引上げ予定。	66歳 ※2027年までに67歳に引上げ予定。	男性：65歳 女性：64歳3か月 ※女性は2018年中に65歳に引上げ予定。男女ともに2046年までに68歳に引上げ予定。	65歳6か月 ※2029年までに67歳に引上げ予定。	62歳	61歳以降本人が選択 （ただし、保証年金の支給開始年齢は65歳。）
年金受給のために必要とされる加入期間	10年 （2017.8～）	40四半期 （10年相当）	10年	5年	なし	なし （保証年金については最低3年のスウェーデン等での居住が必要であり、満額受給には最低40年の居住が必要。）
財政方式	賦課方式	賦課方式	賦課方式	賦課方式	賦課方式	賦課方式 一部、積立方式
国庫負担	基礎年金給付費の2分の1	原則なし	原則なし	給付費の26.2% （2016年）	歳入の36.6% （2016年）	保証年金部分

注：諸外国の保険料率は、一般被用者については、賃金に対する割合。
資料出所：各国政府の発表資料 ほか

詳細データ① 公的年金被保険者数の推移（年度末現在）

（単位：千人）

年度	被保険者総数	国民年金第1号被保険者	厚生年金保険被保険者（国民年金第2号被保険者等）		国民年金第3号被保険者
			第1号	第2～4号	
1987（昭和62）年度	64,105	19,292	28,216	5,299	11,299
90（平成 2）	66,313	17,579	31,493	5,285	11,956
95（ 7）	69,952	19,104	33,275	5,372	12,201
2000（ 12）	70,491	21,537	32,192	5,231	11,531
01（ 13）	70,168	22,074	31,576	5,184	11,334
02（ 14）	70,460	22,368	32,144	4,712	11,236
03（ 15）	70,292	22,400	32,121	4,677	11,094
04（ 16）	70,293	22,170	32,491	4,639	10,993
05（ 17）	70,447	21,903	33,022	4,599	10,922
06（ 18）	70,383	21,230	33,794	4,569	10,789
07（ 19）	70,066	20,354	34,570	4,514	10,628
08（ 20）	69,358	20,007	34,445	4,471	10,436
09（ 21）	68,738	19,851	34,248	4,429	10,209
10（ 22）	68,258	19,382	34,411	4,418	10,046
11（ 23）	67,747	19,044	34,515	4,410	9,778
12（ 24）	67,356	18,637	34,717	4,399	9,602
13（ 25）	67,175	18,054	35,273	4,394	9,454
14（ 26）	67,134	17,420	35,985	4,409	9,319
15（ 27）	67,119	16,679	36,864	4,425	9,151
16（ 28）	67,309	15,754	38,218	4,447	8,890

資料：厚生労働省年金局「厚生年金保険・国民年金事業の概況」等

（注） 1. 国民年金第1号被保険者には任意加入被保険者を含んでいる。
2. 厚生年金被保険者は、国民年金第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢又は退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する被保険者を含む。
3. 厚生年金保険の第1号被保険者は、平成26年度以前は厚生年金保険の被保険者、平成27年度以降は第1号厚生年金被保険者を計上している。
4. 厚生年金保険の第2～4号被保険者は、平成26年度以前は共済組合の組合員、平成27年度以降は第2～4号厚生年金被保険者を計上している。

詳細データ② 公的年金受給者数の推移（年度末現在）

（単位：千人）

年度	総数	国民年金	（再掲）基礎のみ・旧国年	厚生年金保険（共済年金を含む）		福祉年金
				第1号	第2~4号(共済年金を含む)	
1987（昭和62）年度	22,523	10,077	10,020	8,306	2,652	1,488
90（平成 2）	25,014	11,001	10,841	10,023	3,027	964
95（ 7）	32,373 〈29,479〉	14,751	11,667	13,621	3,602	400
2000（ 12）	40,790 〈33,998〉	19,304	12,078	18,074	3,275	137
01（ 13）	42,731 〈35,084〉	20,238	12,107	19,005	3,380	107
02（ 14）	44,748 〈36,210〉	21,222	12,129	20,315	3,130	82
03（ 15）	46,771 〈37,396〉	22,111	12,107	21,369	3,229	62
04（ 16）	48,710 〈38,460〉	22,997	12,043	22,334	3,333	47
05（ 17）	50,566 〈39,347〉	23,954	11,952	23,156	3,421	34
06（ 18）	52,542 〈40,298〉	24,968	11,874	24,043	3,506	24
07（ 19）	54,797 〈41,464〉	25,925	11,740	25,226	3,628	17
08（ 20）	57,435 〈42,825〉	26,949	11,509	26,684	3,790	12
09（ 21）	59,883 〈44,135〉	27,787	11,221	28,141	3,948	8
10（ 22）	61,882 〈45,269〉	28,343	10,917	29,433	4,101	5
11（ 23）	63,841 〈46,184〉	29,122	10,675	30,479	4,237	3
12（ 24）	66,216 〈46,987〉	30,305	10,473	31,535	4,373	2
13（ 25）	68,004 〈47,419〉	31,397	10,234	32,164	4,442	1
14（ 26）	69,877 〈48,009〉	32,409	9,993	32,932	4,535	1
15（ 27）	71,580 〈48,618〉	33,229	9,748	33,703	4,647	0
16（ 28）	72,623 〈48,745〉	33,858	9,498	34,094	4,672	0

資料：厚生労働省年金局「厚生年金保険・国民年金事業の概況」等

（注） 1. 〈 〉内は厚生年金保険（第1号）と基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の重複分を控除した場合の受給者数である。ただし、平成14年度から平成23年度までは、旧農林共済年金と基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の重複分は控除されていない。
2. 基礎のみ・旧国年とは、同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金及び旧法国民年金の受給者をいう。
3. 職務上・公務上を含む。
4. 厚生年金保険（第1号）の受給者は、平成26年度以前は厚生年金の受給者を計上している。平成27年度以降は、厚生年金保険受給者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給者及び短期要件分の遺族厚生年金受給者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者を計上している。
5. 厚生年金保険（第2～4号）の受給者は、平成7年度以前は共済年金の受給権者数を、平成12年度から平成26年度までは共済年金の受給者を、それぞれ計上している。平成27年度以降は、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団から支給される、厚生年金または共済年金の受給者を計上している。

詳細データ③　公的年金受給者の年金総額の推移（年度末現在）

（単位：億円）

年度	総数		国民年金	（再掲）基礎のみ・旧国年	厚生年金保険（共済年金を含む） 第1号	厚生年金保険（共済年金を含む） 第2~4号（共済年金を含む）	福祉年金
1987（昭和62）年度	176,553		36,529	36,152	85,830	49,304	4,892
90（平成 2）	216,399		43,368	42,319	110,826	58,847	3,359
95（　　7）	318,473	〈313,430〉	77,456	55,852	163,958	75,694	1,608
2000（　　12）	388,411	〈378,421〉	115,706	64,077	211,018	60,554	563
01（　　13）	401,904	〈390,524〉	123,155	65,190	216,428	61,123	442
02（　　14）	421,316	〈408,390〉	130,886	66,280	227,491	61,879	337
03（　　15）	434,056	〈421,206〉	136,701	66,491	233,971	62,603	254
04（　　16）	442,774	〈431,128〉	143,156	66,815	236,195	63,130	190
05（　　17）	455,700	〈444,658〉	150,681	67,241	240,934	63,233	138
06（　　18）	465,444	〈453,682〉	158,168	67,587	242,932	63,947	98
07（　　19）	474,395	〈462,040〉	165,637	67,659	244,254	64,245	69
08（　　20）	488,658	〈475,392〉	173,646	67,069	249,461	64,436	47
09（　　21）	502,554	〈488,159〉	180,421	66,148	255,333	66,768	32
10（　　22）	511,332	〈496,045〉	185,352	65,212	258,761	67,199	21
11（　　23）	522,229	〈506,098〉	191,168	64,418	263,023	68,026	13
12（　　24）	532,397	〈515,432〉	199,912	63,914	263,902	68,575	8
13（　　25）	528,436	〈511,155〉	206,546	62,688	256,672	65,214	5
14（　　26）	534,031	〈517,209〉	213,040	61,598	255,993	64,994	3
15（　　27）	545,504	〈530,592〉	221,751	61,452	258,123	65,628	2
16（　　28）	548,355		227,156	60,646	257,008	64,190	1

資料：厚生労働省年金局「厚生年金保険・国民年金事業の概況」等

（注）1. 受給者の年金総額とは、年度末現在の受給者について、その時点で決定済の年金額（年額）を合計したものである。また、年金額には一部支給停止されている金額を含む。
2. 〈　〉内は、厚生年金基金代行分を含まない年金総額である。
3. 厚生年金保険（第1号）の平成2年度以前は、厚生年金基金代行分を含まない年金総額である。
4. 厚生年金保険（第1号）受給者の年金総額は、平成26年度以前は厚生年金の受給者の年金総額を計上している。平成27年度以降は、厚生年金保険（第1号）受給者の年金総額を計上しており、老齢給付及び遺族年金（長期要件）については、平成27年9月以前の厚生年金保険被保険者期間及び平成27年10月以降の第1号厚生年金被保険者期間に係る年金総額を、平成27年10月以降に受給権が発生した障害厚生年金及び遺族厚生年金（短期要件）については、共済組合員等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて算出した年金総額を計上している。
5. 基礎のみ・旧国年とは、同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金及び旧法国民年金の受給者の年金総額をいう。
6. 職務上・公務上を含む。
7. 厚生年金保険（第2～4号）の受給者の年金総額は、平成7年以前は共済年金の受給権者の年金総額を、平成12年度から平成26年度までは共済年金の受給者の年金総額を、それぞれ計上している。
平成27年度以降は、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団から支給される、厚生年金または共済年金の年金総額を計上している。
8. 厚生年金保険（第2～4号）の数値には、共済年金の職域加算部分を含む。

詳細データ④　基礎年金の給付に要する費用の状況

（単位：億円）

		1987（昭和62）年度	90（平成2）	95（7）	00（12）	01（13）	02（14）	03（15）	04（16）	05（17）	06（18）	07（19）	08（20）	09（21）	10（22）	11（23）	12（24）	13（25）	14（26）	15（27）
費用負担	総額	56,108	71,948	109,779	142,140	148,173	154,563	159,559	163,886	169,246	174,536	181,518	188,821	197,400	199,701	200,615	206,258	213,421	218,294	225,320
	特別国庫負担分除く（再掲）	52,150	67,563	104,865	137,307	143,255	149,653	154,692	159,044	164,416	169,862	176,893	184,065	193,998	196,401	197,382	203,015	210,147	215,008	221,967
	国民年金	16,500	18,921	26,690	32,779	34,236	35,783	36,477	37,034	37,107	37,151	36,800	37,242	36,802	36,149	35,194	36,540	37,513	36,832	36,165
	特別国庫負担分除く（再掲）	12,542	14,536	21,777	27,946	29,319	30,873	31,610	32,192	32,276	32,477	32,175	32,486	33,400	32,849	31,961	33,298	34,239	33,546	32,813
	厚生年金保険	32,292	44,106	69,866	93,633	97,575	102,730	106,850	110,314	115,207	119,991	126,842	133,101	140,933	143,640	145,301	149,213	154,907	160,096	167,216
	共済組合等	7,316	8,921	13,222	15,728	16,362	16,050	16,232	16,538	16,933	17,395	17,876	18,477	19,665	19,912	20,119	20,505	21,001	21,366	21,939
	拠出金単価（月額）（円）	7,691	9,519	14,111	19,149	20,149	21,450	22,239	22,924	22,986	24,626	25,734	27,057	29,212	29,947	30,587	31,301	32,737	33,146	34,198
年金給付	総額	56,108	71,948	109,779	142,140	148,173	154,563	159,559	163,886	169,246	174,536	181,518	188,821	197,400	199,701	200,615	206,258	213,421	218,294	225,320
	基礎年金給付費	6,606	10,853	41,653	84,730	93,594	102,454	110,697	118,093	126,359	134,883	144,597	154,435	164,240	169,658	174,316	183,009	192,675	199,833	209,321
	みなし基礎年金給付費（基礎年金交付金相当分）	49,502	61,095	68,126	57,410	54,579	52,110	48,862	45,793	42,887	39,653	36,922	34,385	33,160	30,043	26,298	23,248	20,746	18,461	15,999
	国民年金	27,120	31,296	31,507	25,588	24,251	22,916	21,378	19,957	18,583	17,197	15,896	14,766	13,675	12,358	10,855	9,564	8,378	7,246	6,286
	厚生年金保険	17,469	22,584	25,986	24,234	23,059	22,638	21,428	20,145	18,923	17,395	16,241	15,178	15,244	13,864	11,971	10,551	9,472	8,743	7,513
	共済組合等	4,913	7,215	10,632	7,588	7,268	6,555	6,056	5,691	5,381	5,061	4,786	4,442	4,151	3,821	3,472	3,133	2,896	2,473	2,200

資料：厚生労働省年金局「厚生年金保険・国民年金事業年報」

（注）基礎年金拠出金（特別国庫負担分除く）の2分の1は国庫負担となっている。なお、平成15年度までは3分の1、平成16年度は3分の1＋定額、平成17年度は3分の1＋1000分の11＋定額、平成18年度は3分の1＋1000分の25、平成19年度ならびに平成20年度は3分の1＋1000分の32が国庫負担となっている。

年金額・保険料の推移

詳細データ① 年金額の推移

〔国民年金〕

	老齢基礎年金	障害基礎年金（1級）	障害基礎年金（2級）	遺族基礎年金（子1人）
2004（平成16）年度	66,208円	82,758円	66,208円	85,258円
2005（　17）年度	66,208円	82,758円	66,208円	85,258円
2006（　18）年度	66,008円	82,508円	66,008円	85,000円
2007（　19）年度	66,008円	82,508円	66,008円	85,000円
2008（　20）年度	66,008円	82,508円	66,008円	85,000円
2009（　21）年度	66,008円	82,508円	66,008円	85,000円
2010（　22）年度	66,008円	82,508円	66,008円	85,000円
2011（　23）年度	65,741円	82,175円	65,741円	84,658円
2012（　24）年度	65,541円	81,925円	65,541円	84,400円
2013（　25）年4月～9月	65,541円	81,925円	65,541円	84,400円
2013（　25）年10月～2014（　26）年3月	64,875円	81,091円	64,875円	83,541円
2014（　26）年度	64,400円	80,500円	64,400円	82,933円
2015（　27）年度	65,008円	81,258円	65,000円	83,716円
2016（　28）年度	65,008円	81,260円	65,000円	83,716円
2017（　29）年度	64,941円	81,177円	64,941円	83,633円
2018（　30）年度	64,941円	81,177円	64,941円	83,633円

（注）　老齢基礎年金は、40年間保険料を納付した場合の額（満額）

〔標準的な年金受給世帯の年金額（夫婦の基礎年金十夫の厚生年金）〕

	老齢厚生年金（注1）
2004（平成16）年度	233,299円
2005（　17）年度	233,299円
2006（　18）年度	232,591円
2007（　19）年度	232,591円
2008（　20）年度	232,591円
2009（　21）年度	232,591円
2010（　22）年度	232,591円
2011（　23）年度	231,648円
2012（　24）年度	230,940円
2013（　25）年4月～9月	230,940円
2013（　25）年10月～2014（　26）年3月	228,591円
2014（　26）年度	226,925円（注3）

	老齢厚生年金（注2）
2015（平成27）年度	221,507円（注3）
2016（　28）年度	221,504円
2017（　29）年度	221,277円
2018（　30）年度	221,277円

（注1）特例水準の計算式によって算出された給付水準
（夫が平均的収入（平均標準報酬月額（賞与を除く）36.0万円）で40年間就業し、妻がその期間全て専業主婦であった世帯が受け取り始める場合の額）
（注2）本来の計算式によって算出された給付水準
（夫が平均的収入（平均標準報酬額（賞与含む月額換算）42.8万円）で40年間就業し、妻がその期間全て専業主婦であった世帯が受け取り始める場合の額）
（注3）2014年度額と2015年度額を比較すると減額となっているのは、2015年度については、特例水準の解消により、直近の状況に即してモデルの前提・計算式を改めたことによるもの。

詳細データ② 保険料の推移

〔国民年金〕

	国民年金保険料額
2004（平成16）年度	13,300円
2005（　17）年度	13,580円
2006（　18）年度	13,860円
2007（　19）年度	14,100円
2008（　20）年度	14,410円
2009（　21）年度	14,660円
2010（　22）年度	15,100円
2011（　23）年度	15,020円
2012（　24）年度	14,980円
2013（　25）年度	15,040円
2014（　26）年度	15,250円
2015（　27）年度	15,590円
2016（　28）年度	16,260円
2017（　29）年度	16,490円
2018（　30）年度	16,340円

（注）　国民年金保険料額は、毎年、280円（※）ずつ引き上げ、平成29年度に16,900円（※）で固定された。
産前産後期間の保険料免除開始に伴い、平成31年4月以降は17,000円（※）。
（※）　平成16年度の賃金水準を基準として価格表示

〔厚生年金〕

	厚生年金保険料率
2004（平成16）年10月～	13.934%
2005（　17）年9月～	14.288%
2006（　18）年9月～	14.642%
2007（　19）年9月～	14.996%
2008（　20）年9月～	15.350%
2009（　21）年9月～	15.704%
2010（　22）年9月～	16.058%
2011（　23）年9月～	16.412%
2012（　24）年9月～	16.766%
2013（　25）年9月～	17.120%
2014（　26）年9月～	17.474%
2015（　27）年9月～	17.828%
2016（　28）年9月～	18.182%
2017（　29）年9月～	18.300%

（注）　厚生年金保険料率は、毎年、0.354%ずつ引き上げ、平成29年9月以降、18.3%で固定された。

国民年金保険料の納付率等の推移

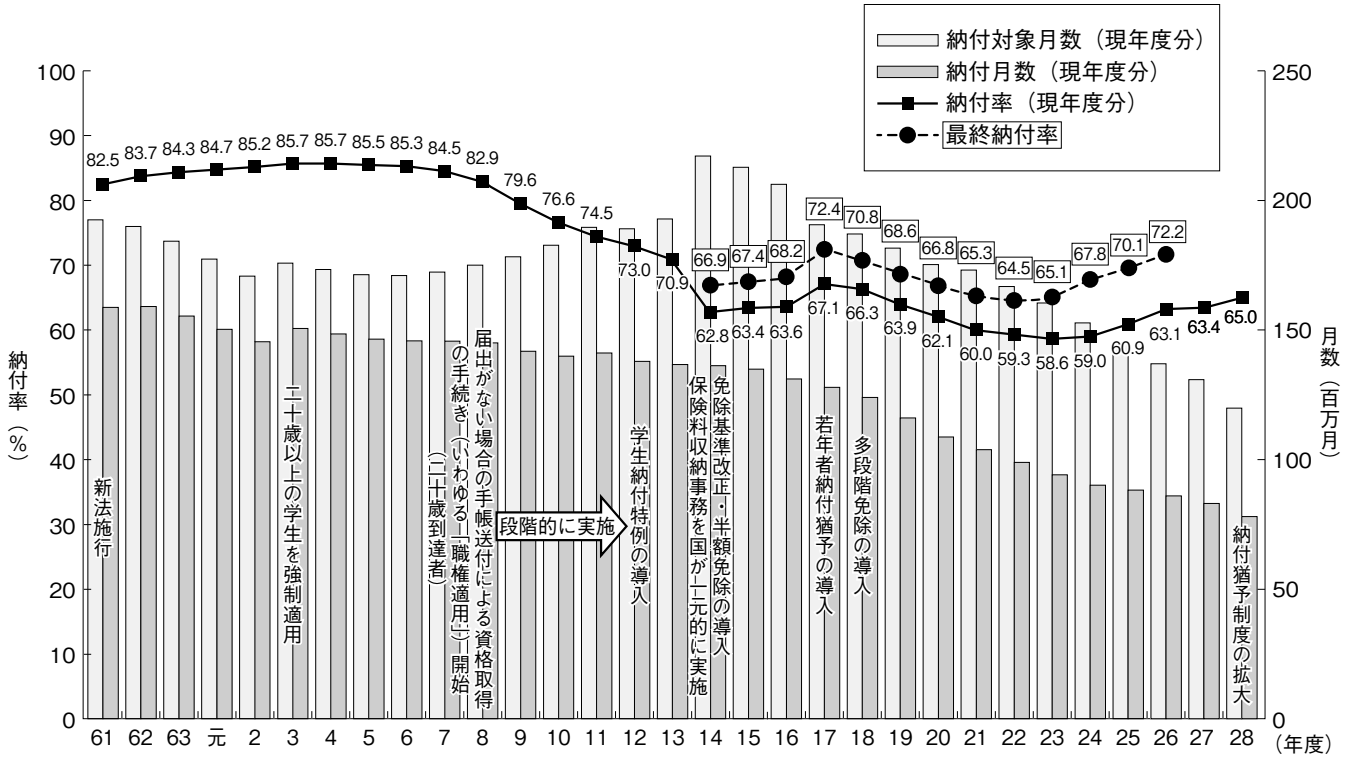

（注）　保険料は過去2年分の納付が可能であり、最終納付率とは、過年度に納付されたものを加えた納付率である。

年金積立金の管理・運用

概　　要

年金積立金の管理・運用の仕組み

概要
○年金財政に責任を持つ厚生労働大臣が、運用に特化した独立行政法人（年金積立金管理運用独立行政法人）に資金を寄託して運用。
○公募により選定された内外の優れた運用機関への委託運用中心（35社89ファンド）（平成29年3月末現在）

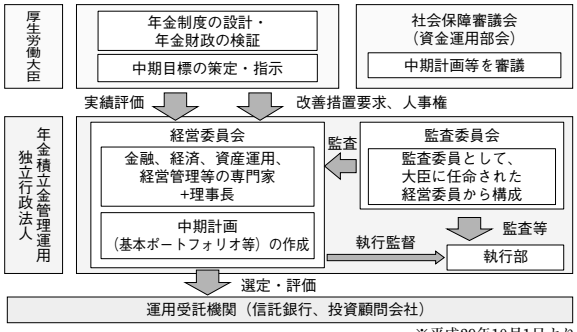

※平成29年10月1日より

詳細データ

厚生年金保険・国民年金の積立金の累積状況の推移

（単位：億円）

年　度	厚生年金（括弧内は時価ベース）	国民年金（括弧内は時価ベース）	合　計（括弧内は時価ベース）
平成元年度末	702,175	32,216	734,391
平成2年度末	768,605	36,317	804,922
平成3年度末	839,970	43,572	883,542
平成4年度末	911,340	51,275	962,615
平成5年度末	978,705	58,468	1,037,174
平成6年度末	1,045,318	63,712	1,109,030
平成7年度末	1,118,111	69,516	1,187,628
平成8年度末	1,184,579	78,493	1,263,072
平成9年度末	1,257,560	84,683	1,342,243
平成10年度末	1,308,446	89,619	1,398,065
平成11年度末	1,347,988	94,617	1,442,605
平成12年度末	1,368,804	98,208	1,467,012
平成13年度末	1,373,934 （1,345,967）	99,490 （97,348）	1,473,424 （1,443,315）
平成14年度末	1,377,023 （1,320,717）	99,108 （94,698）	1,476,132 （1,415,415）
平成15年度末	1,374,110 （1,359,151）	98,612 （97,160）	1,472,722 （1,456,311）
平成16年度末	1,376,619 （1,382,468）	96,991 （97,151）	1,473,610 （1,479,619）
平成17年度末	1,324,020 （1,403,465）	91,514 （96,766）	1,415,534 （1,500,231）
平成18年度末	1,300,980 （1,397,509）	87,660 （93,828）	1,388,640 （1,491,337）
平成19年度末	1,270,568 （1,301,810）	82,692 （84,674）	1,353,260 （1,386,485）
平成20年度末	1,240,188 （1,166,496）	76,920 （71,885）	1,317,108 （1,238,381）
平成21年度末	1,195,052 （1,207,568）	74,822 （75,079）	1,269,874 （1,282,647）
平成22年度末	1,134,604 （1,141,532）	77,333 （77,394）	1,211,937 （1,218,926）
平成23年度末	1,085,263 （1,114,990）	77,318 （79,025）	1,162,581 （1,194,015）
平成24年度末	1,050,354 （1,178,823）	72,789 （81,446）	1,123,143 （1,260,269）
平成25年度末	1,031,737 （1,236,139）	70,945 （84,492）	1,102,683 （1,320,631）
平成26年度末	1,049,500 （1,366,656）	71,965 （92,667）	1,121,465 （1,459,323）
平成27年度末	1,072,240 （1,339,311）	73,233 （87,768）	1,145,473 （1,427,079）
平成28年度末	1,103,321 （1,444,462）	73,186 （89,668）	1,176,506 （1,534,130）
平成29年度予算	1,067,732	68,459	1,136,191
平成30年度予算	1,092,932	68,887	1,161,819

（注）1. 金額は簿価ベース、括弧内は時価ベース
2. ただし、一部簿価で代行されたものを含む。
3. 厚生年金の積立金には、厚生年金基金の代行部分は含まれていない。
4. 国民年金の積立金には、基礎年金勘定分は含まれていない。
5. 平成13年度末以降には、年金積立金管理運用独立行政法人（平成17年度までは旧基金）への寄託分を含んでいる。
6. 四捨五入のため、合算した数値は一致しない場合がある。

詳細資料

年金積立金管理運用独立行政法人　中期計画（概要）

(1) 年金積立金の管理・運用の基本的な方針
・分散投資を基本として、管理運用主体（管理運用法人、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会及び日本私立学校振興・共済事業団をいう。以下同じ。）が共同して積立金の資産の構成の目標（以下「モデルポートフォリオ」という。）を定め、これを参酌して、長期的な観点からの資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を策定し、年金積立金の運用を行う。
(2) 組織体制
・年金積立金管理運用独立行政法人法（以下「法」という。）の改正に伴い、①独任制から合議制への転換、②「意思決定・監督」と「執行」を分離し、執行部の責任と権限の明確化を目的として、平成29年10月1日から管理運用法人に経営委員会及び監査委員会を設置した。
・経営委員会は、管理運用法人の重要事項について議決し、その方針に沿って、理事長及び管理運用業務担当理事等の役職員が与えられた責任と権限の下で専門性やその裁量を発揮し、適切に業務を執行するよう、役員の職務の執行の監督等の業務を行う。
・監査委員会は、コンプライアンスの確保、業務執行の手続きの適正性及びリスク管理等の観点から、経営委員会と必要な連携をとって監査等を行う。
(3) 運用目標
・年金積立金の運用は、厚生年金保険法第2条の4第1項及び国民年金法第4条の3第1項に規定する財政の現況及び見通しを踏まえ、保険給付に必要な流動性を確保しつつ、長期的に積立金の実質的な運用利回り（積立金の運用利回りから名目賃金上昇率を差し引いたものをいう。）1.7%を最低限のリスクで確保することを目標とし、この運用利回りを確保するよう、年金積立金の管理及び運用における長期的な観点から基本ポートフォリオを定め、これを適切に管理する。
・中期目標期間において、各資産ごとのベンチマーク収益率を確保する。
(4) リスク管理
・複数の資産に分散投資することをリスク管理の基本とし、各種リスクの管理を適切に行う。
・適切かつ円滑なリバランスを実施するため、市場動向の把握・分析等必要な機能の強化を図る。
・各年度の複合ベンチマーク収益率との乖離要因の分析等を行う。
(5) 運用手法
・キャッシュアウト対応等の場合を除き、原則としてパッシブ運用とアクティブ運用を併用する。その上で、アクティブ運用に取り組むことにより超過収益の獲得を目指すものとする。ただし、アクティブ運用は、過去の運用実績も勘案し、超過収益が獲得できるとの期待を裏付ける十分な根拠を得ることを前提に行う。
・ベンチマークについて、非伝統的資産の評価について、専門的な知見に基づき評価方法を明らかにする。運用手法の見直しや運用受託機関等の選定・管理の強化のための取組を進めるとともに、運用受託機関等を適時に見直す。
(6) 運用対象の多様化
・分散投資を進めるため、オルタナティブ投資などその多様化を図る。
・新たな運用対象については、被保険者の利益に資することを前提に、経営委員会において、年金資金運用の観点から幅広に検討を行う。理事長等は実施状況や経営委員会から求めのあった市場環境等に関する事項については適時に経営委員会に報告することとし、経営委員会はその報告等を十分に踏まえ、資金運用について一般に認められている専門的な知見に基づき検討する。
(7) 株式運用における考慮事項
・株式運用について、ESG（環境、社会、ガバナンス）を含めた非財務的要素も考慮することを資金運用について一般に認められている専門的な知見に基づき、検討する。
(8) 透明性の向上
・公開資料をより一層分かりやすいように工夫するとともに、運用の多様化、高度化や国際化に対応した国民に対する情報公開・広報活動の在り方を検討し、その充実を図る。
・運用受託機関等の選定等に関しては、経営委員会が重要事項と判断する事項について経営委員会の審議を経て議決を行うなど、経営委員会による適切な監督の下で、その透明性を確保する。
・経営委員会の議事録及び議事概要をそれぞれ厚生労働省令で定める期間の経過後速やかに公表する。
・管理運用法人が行う年金積立金の管理及び運用の透明性をさらに高めるため、保有する全ての有価証券の銘柄名（債券については発行体名）と当該有価証券の時価総額を公表する。
(9) 年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項
・経営委員会は、基本ポートフォリオをモデルポートフォリオに即し、運用の目標に沿った資産構成割合とし、資産の管理及び運用に関し一般に認められている専門的な知見並びに内外の経済動向を考慮して、フォワードルッキングなリスク分析を踏まえて長期的な観点から策定する。その際、名目賃金上昇率から下振れリスクが全額国内債券運用の場合を超えないこととするとともに、株式等は想定よりも下振れ確率が大きい場合があることも十分考慮する。
・構成する資産区分は、国内債券、国内株式、外国債券及び外国株式とし、資産構成割合及び乖離許容幅を以下のとおりとする。（平成26年10月31日変更）
※運用体制の整備に伴い管理・運用されるオルタナティブ資産は、リスク・リターン特性に応じて国内債券、国内株式、外国債券及び外国株式に区分し、資産全体の5%を上限とする。
また、経済環境や市場環境の変化が激しい昨今の傾向を踏まえ、基本ポートフォリオの乖離許容幅の中で市場環境の適切な見通しを踏まえ、機動的な運用ができる。ただし、その際の見通しは、決して投機的なものであってはならず、確度が高いものとする。
・市場動向を踏まえた適切なリスク管理等を行い、定期的に基本ポートフォリオの検証を行うほか、策定時に想定した運用環境が現実から乖離している等必要があると認める場合には、中期目標期間中であっても、必要に応じて見直しの検討を行う。
(10) 管理・運用に関し遵守すべき事項について
・市場の価格形成等への影響に配慮するほか、企業経営への影響の観点から、株主議決権の行使は直接行わず、運用受託機関の判断に委ねることとし、その行使状況等について報告を求める。その際、「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》を踏まえ、スチュワードシップ責任（機関投資家が、投資先の日本企業やその事業環境等に関する深い理解に基づく建設的なエンゲージメント等を通じて、当該企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、顧客・受益者の中長期的な投資収益の拡大を図る責任をいう。）を果たす上での基本的な方針に沿った対応を行う。
・年金給付等に必要な流動性を確保するとともに、市場動向の把握・分析や短期借入金の活用等必要な機能の強化を図る。

年金財政の将来見通し

概　要　所得代替率の将来見通し（平成26年財政検証）

労働市場への参加が進み、経済が持続的に成長するケースでは、所得代替率50%を確保
※人口推計が中位の場合（2060年の仮定：出生率1.35、平均寿命男84.2歳、女90.9歳）

所得代替率（高 55% 50% 45% 40% 低）
高成長ケース／低成長ケース

経済前提	給付水準調整終了後の標準的な厚生年金の所得代替率	給付水準調整の終了年度		実質経済成長率 2024年度以降 20～30年
ケースC	51.0%	（平成55（2043）年度）	{基礎：26.0%（2043）、比例：25.0%（2018）}	0.9%
ケースB	50.9%	（平成55（2043）年度）	{基礎：25.8%（2043）、比例：25.1%（2017）}	1.1%
ケースA	50.9%	（平成56（2044）年度）	{基礎：25.6%（2044）、比例：25.3%（2017）}	1.4%
ケースD	50.8%	（平成55（2043）年度）	{基礎：26.0%（2043）、比例：24.8%（2019）}	0.6%
ケースE	50.6%	（平成55（2043）年度）	{基礎：26.0%（2043）、比例：24.5%（2020）}	0.4%

↑　労働市場への参加が進むケース（内閣府試算の経済再生ケースに相当）

↓　労働市場への参加が進まないケース（内閣府試算の参考ケースに相当）

経済前提	所得代替率	終了年度		実質経済成長率
ケースF	50.0%	（平成52（2040）年度）		
（※）	45.7%	（平成62（2050）年度）	{基礎：22.6%（2050）、比例：23.0%（2027）}	0.1%
ケースG	50.0%	（平成50（2038）年度）		
（※）	42.0%	（平成70（2058）年度）	{基礎：20.1%（2058）、比例：21.9%（2031）}	▲0.2%
ケースH	50.0%	（平成48（2036）年度）	注：機械的に基礎、比例ともに給付水準調整を続けた場合	▲0.4%

（※）機械的に給付水準調整を続けると、国民年金は2055年度に積立金がなくなり完全な賦課方式に移行。
その後、保険料と国庫負担で賄うことのできる給付水準は、所得代替率35%～37%程度。

※所得代替率50%を下回る場合は、50%で給付水準調整を終了し、給付及び負担の在り方について検討を行うこととされているが、仮に、財政のバランスが取れるまで機械的に給付水準調整を進めた場合の数値。

概　要　平成26年財政検証結果（人口：出生中位、死亡中位　経済：ケースC（変動なし））

厚生年金の財政見通し

年度	保険料率（対総報酬）	収入合計	保険料収入	運用収入	国庫負担	支出合計	収　支差引残	年度末積立金	積立度合
平成（西暦）	%	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	
26（2014）	17.474	42.5	30.5	2.3	9.5	46.6	-4.1	172.5	3.8
		（36.5）	（25.9）	（2.0）	（8.5）	（39.9）	（-3.4）	（145.9）	（3.7）
27（2015）	17.828	45.1	31.7	3.2	9.9	48.0	-2.9	169.6	3.6
		（38.7）	（27.0）	（2.7）	（8.8）	（41.1）	（-2.4）	（143.6）	（3.6）
28（2016）	18.182	47.3	33.2	3.6	10.2	49.2	-1.8	167.8	3.5
29（2017）	18.300	49.8	34.8	4.3	10.4	50.1	-0.3	167.5	3.4
30（2018）	18.300	52.3	36.3	5.1	10.6	50.9	1.4	168.9	3.3
31（2019）	18.300	54.8	37.8	5.9	10.8	51.8	3.0	171.9	3.3
32（2020）	18.300	57.3	39.3	6.7	11.0	52.8	4.5	176.4	3.3
42（2030）	18.300	80.8	54.5	13.2	13.0	64.4	16.3	290.7	4.3
72（2060）	18.300	165.1	99.9	37.7	27.6	148.9	16.2	812.1	5.3
122（2110）	18.300	351.3	257.3	18.0	76.0	417.4	-66.1	351.3	1.0

長期の経済前提（2024年～）		
物価上昇率		1.6%
賃金上昇率（実質〈対物価〉）		1.8%
運用利回り	実質〈対物価〉	3.2%
	スプレッド〈対賃金〉	1.4%
経済成長率（実質〈対物価〉）2024年度以降20～30年		0.9%

		所得代替率（給付水準調整終了後）	給付水準調整終了年度
計		51.0%	2043
	比例	25.0%	2018
	基礎	26.0%	2043

国民年金の財政見通し

年度	保険料率 月　額	収入合計	保険料収入	運用収入	国庫負担	支出合計	収　支差引残	年度末積立金	積立度合
平成（西暦）	円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	
26（2014）	16,100	3.8	1.6	0.1	2.1	4.0	-0.2	10.8	2.8
27（2015）	16,380	3.9	1.6	0.2	2.1	4.0	-0.1	10.7	2.7
28（2016）	16,660	4.0	1.6	0.2	2.2	4.1	-0.1	10.6	2.6
29（2017）	16,900	4.1	1.6	0.3	2.2	4.1	-0.0	10.6	2.6
30（2018）	16,900	4.2	1.6	0.3	2.2	4.2	0.0	10.6	2.5
31（2019）	16,900	4.3	1.6	0.4	2.3	4.3	0.1	10.6	2.5
32（2020）	16,900	4.4	1.7	0.4	2.3	4.3	0.1	10.7	2.5
42（2030）	16,900	5.4	2.0	0.6	2.7	4.9	0.5	13.9	2.7
72（2060）	16,900	11.2	3.4	1.4	6.3	10.6	0.6	31.1	2.9
122（2110）	16,900	27.1	8.7	1.3	17.1	28.6	-1.6	27.1	1.0

（参考）

所得代替率	基礎	比例
%	%	%
62.7	36.8	25.9
62.0	36.4	25.6
61.4	36.0	25.4
60.7	35.6	25.1
60.3	35.3	25.0
60.0	35.0	25.0
59.7	34.8	25.0
56.9	31.9	25.0
51.0	26.0	25.0
51.0	26.0	25.0

（注）
1. 厚生年金は、厚生年金基金の代行部分及び共済年金を含む、被用者年金一元化後の厚生年金全体の財政見通しである。
2. 厚生年金の平成27年度以前は、被用者年金一元化前（～H27.9）の共済年金の厚生年金相当分の収支を含む。ただし、（　）内は旧厚生年金の収支の見通しである。保険料率の引上げスケジュールは、旧厚生年金のものである。
3. 国民年金の保険料月額は国民年金法第87条第3項に規定されている保険料の額（平成16年度価格）を示している。実際の保険料の額は、平成16年改正後の物価、賃金の伸びに基づき改定されるものであり、平成26（2014）年度における保険料の額は月額15,250円である。
4. 「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。

概　要　平成26年財政検証結果（人口：出生中位、死亡中位　経済：ケースE（変動なし））

厚生年金の財政見通し

年度	保険料率（対総報酬）	収入合計	保険料収入	運用収入	国庫負担	支出合計	収支差引残	年度末積立金	積立度合
平成（西暦）	%	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	
26（2014）	17.474	42.5	30.5	2.3	9.5	46.6	-4.1	172.5	3.8
		(36.5)	(25.9)	(2.0)	(8.5)	(39.9)	(-3.4)	(145.9)	(3.7)
27（2015）	17.828	45.1	31.7	3.2	9.9	48.0	-2.9	169.6	3.6
		(38.7)	(27.0)	(2.7)	(8.8)	(41.1)	(-2.4)	(143.6)	(3.6)
28（2016）	18.182	47.3	33.2	3.6	10.2	49.2	-1.8	167.8	3.5
29（2017）	18.300	49.8	34.8	4.3	10.4	50.1	-0.3	167.5	3.4
30（2018）	18.300	52.3	36.3	5.1	10.6	50.7	1.5	169.0	3.3
31（2019）	18.300	54.8	37.8	6.0	10.8	51.4	3.4	172.4	3.3
32（2020）	18.300	57.3	39.3	6.8	11.0	52.3	5.0	177.3	3.3
42（2030）	18.300	75.5	51.4	11.3	12.7	62.2	13.3	281.9	4.3
72（2060）	18.300	117.9	72.6	24.5	20.8	110.9	7.0	599.5	5.3
122（2110）	18.300	165.1	120.8	7.5	36.8	200.3	-35.2	165.1	1.0

長期の経済前提（2024年～）		
物価上昇率		1.2%
賃金上昇率（実質〈対物価〉）		1.3%
運用利回り	実質〈対物価〉	3.0%
	スプレッド〈対賃金〉	1.7%
経済成長率（実質〈対物価〉）2024年度以降20～30年		0.4%

		所得代替率（給付水準調整終了後）	給付水準調整終了年度
計		50.6%	2043
	比例	24.5%	2020
	基礎	26.0%	2043

国民年金の財政見通し

年度	保険料率 月額	収入合計	保険料収入	運用収入	国庫負担	支出合計	収支差引残	年度末積立金	積立度合
平成（西暦）	円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	
26（2014）	16,100	3.8	1.6	0.1	2.1	4.0	-0.2	10.8	2.8
27（2015）	16,380	3.9	1.6	0.2	2.1	4.0	-0.1	10.7	2.7
28（2016）	16,660	4.0	1.6	0.2	2.2	4.1	-0.1	10.6	2.6
29（2017）	16,900	4.1	1.6	0.3	2.2	4.1	-0.0	10.6	2.6
30（2018）	16,900	4.2	1.6	0.3	2.2	4.2	0.0	10.6	2.5
31（2019）	16,900	4.3	1.6	0.4	2.3	4.3	0.1	10.6	2.5
32（2020）	16,900	4.4	1.7	0.4	2.3	4.3	0.1	10.7	2.5
42（2030）	16,900	5.1	1.9	0.5	2.7	4.8	0.4	13.4	2.7
72（2060）	16,900	8.2	2.5	0.9	4.8	8.0	0.2	22.8	2.8
122（2110）	16,900	13.0	4.2	0.6	8.3	13.9	-0.9	13.0	1.0

（参考）

所得代替率	基礎	比例
%	%	%
62.7	36.8	25.9
62.0	36.4	25.6
61.4	36.0	25.4
60.7	35.6	25.1
60.1	35.3	24.8
59.7	35.0	24.6
59.3	34.8	24.5
56.5	31.9	24.5
50.6	26.0	24.5
50.6	26.0	24.5

（注）1. 厚生年金は、厚生年金基金の代行部分及び共済年金を含む、被用者年金一元化後の厚生年金全体の財政見通しである。
2. 厚生年金の平成27年度以前は、被用者年金一元化前（～H27.9）の共済年金の厚生年金相当分の収支を含む。ただし、（　）内は旧厚生年金の収支の見通しである。保険料率の引上げスケジュールは、旧厚生年金のものである。
3. 国民年金の保険料月額は国民年金法第87条第3項に規定されている保険料の額（平成16年度価格）を示している。実際の保険料の額は、平成16年改正後の物価、賃金の伸びに基づき改定されるものであり、平成26（2014）年度における保険料の額は月額15,250円である。
4.「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。

⑪ 年金

概　要　平成26年財政検証結果（人口：出生中位、死亡中位　経済：ケースG（変動なし）－機械的に給付水準調整を進めた場合－）

厚生年金の財政見通し

年度	保険料率（対総報酬）	収入合計	保険料収入	運用収入	国庫負担	支出合計	収支差引残	年度末積立金	積立度合
平成（西暦）	%	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	
26（2014）	17.474	42.2	30.1	2.3	9.5	46.6	-4.4	172.0	3.8
		(36.1)	(25.6)	(2.0)	(8.4)	(39.9)	(-3.7)	(145.4)	(3.7)
27（2015）	17.828	43.9	31.0	2.7	9.8	48.0	-4.1	168.0	3.6
		(37.6)	(26.3)	(2.3)	(8.7)	(41.0)	(-3.4)	(142.0)	(3.5)
28（2016）	18.182	45.7	32.2	3.1	10.1	48.9	-3.2	164.7	3.4
29（2017）	18.300	47.3	33.4	3.4	10.2	49.4	-2.1	162.6	3.3
30（2018）	18.300	48.8	34.4	3.9	10.3	49.9	-1.1	161.5	3.3
31（2019）	18.300	50.2	35.2	4.3	10.4	50.1	0.1	161.6	3.2
32（2020）	18.300	51.4	36.0	4.7	10.5	50.4	1.0	162.6	3.2
42（2030）	18.300	58.6	41.2	6.1	11.2	52.9	5.7	203.6	3.7
72（2060）	18.300	69.4	48.7	8.2	12.4	68.7	0.6	270.1	3.9
122（2110）	18.300	78.1	60.4	2.5	15.1	87.9	-9.8	78.1	1.0

長期の経済前提（2024年～）		
物価上昇率		0.9%
賃金上昇率（実質〈対物価〉）		1.0%
運用利回り	実質〈対物価〉	2.2%
	スプレッド〈対賃金〉	1.2%
経済成長率（実質〈対物価〉）2024年度以降20～30年		-0.2%

		所得代替率（給付水準調整終了後）	給付水準調整終了年度
計		42.0%	2058
	比例	21.9%	2031
	基礎	20.1%	2058

国民年金の財政見通し

年度	保険料率 月額	収入合計	保険料収入	運用収入	国庫負担	支出合計	収支差引残	年度末積立金	積立度合
平成（西暦）	円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	
26（2014）	16,100	3.9	1.6	0.1	2.1	4.0	-0.2	10.8	2.7
27（2015）	16,380	4.0	1.6	0.2	2.2	4.1	-0.2	10.6	2.6
28（2016）	16,660	4.1	1.6	0.2	2.2	4.2	-0.1	10.5	2.5
29（2017）	16,900	4.2	1.7	0.2	2.3	4.3	-0.1	10.4	2.4
30（2018）	16,900	4.3	1.7	0.2	2.3	4.4	-0.1	10.3	2.4
31（2019）	16,900	4.4	1.7	0.3	2.4	4.4	-0.1	10.3	2.3
32（2020）	16,900	4.4	1.7	0.3	2.4	4.5	-0.1	10.2	2.3
42（2030）	16,900	5.1	2.0	0.3	2.8	5.1	0.0	10.3	2.0
72（2060）	16,900	5.9	2.3	0.2	3.4	5.9	-0.0	6.4	1.1
122（2110）	16,900	7.2	2.7	0.2	4.2	7.2	0.0	7.2	1.0

（参考）

所得代替率	基礎	比例
%	%	%
62.7	36.8	25.9
62.0	36.4	25.6
61.3	36.0	25.3
60.7	35.7	25.1
60.5	35.5	25.0
59.9	35.2	24.7
59.4	34.9	24.5
53.8	31.8	22.1
42.0	20.1	21.9
42.0	20.1	21.9

（注）1. 厚生年金は、厚生年金基金の代行部分及び共済年金を含む、被用者年金一元化後の厚生年金全体の財政見通しである。
2. 厚生年金の平成27年度以前は、被用者年金一元化前（～H27.9）の共済年金の厚生年金相当分の収支を含む。ただし、（　）内は旧厚生年金の収支の見通しである。保険料率の引上げスケジュールは、旧厚生年金のものである。
3. 国民年金の保険料月額は国民年金法第87条第3項に規定されている保険料の額（平成16年度価格）を示している。実際の保険料の額は、平成16年改正後の物価、賃金の伸びに基づき改定されるものであり、平成26（2014）年度における保険料の額は月額15,250円である。
4.「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。

企業年金など

概　要　　企業年金などの概要

[厚生年金基金]

厚生年金基金は、厚生労働大臣の認可を受けて設立された法人であり、老齢厚生年金の一部（物価スライドと賃金スライドを除いた部分）を代行し、これにさらに独自の上乗せ給付を行う。厚生年金基金の加入員と非加入員に支給される給付を比較すると図1のようになる。給付に必要な掛金は事業主から徴収され、事業主と加入員が負担する。厚生年金基金を設立している事業主は政府に対して代行給付に見合う厚生年金保険の保険料の納付を免除され、代行相当分を含め基金が支給する給付に要する掛金を基金に納付する。なお、厚生年金基金は、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）により、当該法律の施行日（2014（平成26）年4月1日）後は新設できなくなった。

図1　厚生年金基金の給付の仕組み

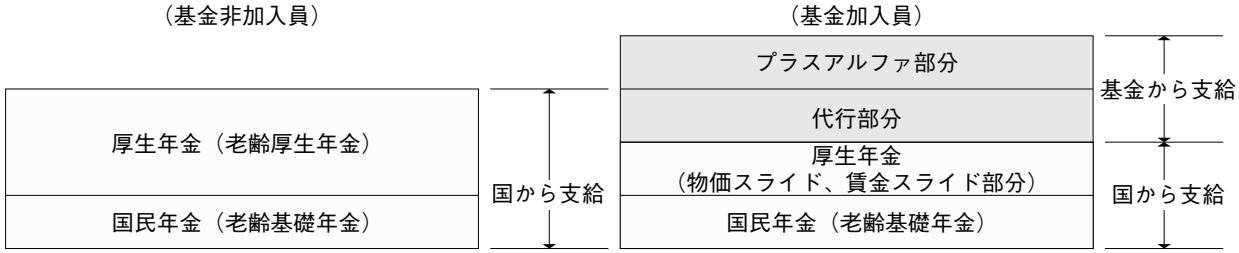

[確定給付企業年金]

労使が合意した年金規約に基づき、企業の事業主と信託会社・生命保険会社等が契約を結び母体企業の外部で年金資産を管理・運用する規約型企業年金と、母体企業とは別の法人格を持った基金を設立した上で、基金において年金資金を管理・運用し、年金給付を行う（厚生年金の代行は行わない）基金型企業年金の二つの形態がある。

確定給付企業年金法は、以下のような受給権の保護のための規定が整備されている。

・積立義務　：年金資産の積立基準を設定するとともに、財政再計算、財政検証や積立不足の解消を義務付ける規定。
・受託者責任：事業主など企業年金の管理・運営に関わる者について、加入者等に対する責任及び行為準則を明確化する規定。
・情報開示　：事業主等に対し、業務の概況について加入者等への情報開示及び厚生労働大臣への報告を義務付ける規定。

[確定拠出年金]

確定拠出年金は、拠出された掛金が個人ごとに明確に区分され、加入者自らが資産の運用を行い、その結果により給付額が決定される年金である。事業主がその従業員を対象として確定拠出型の企業年金を行う企業型年金と、国民年金基金連合会が実施する個人型年金（iDeCo）の二つの形態がある。

企業型年金の場合は事業主（規約で定めた場合、加入者の拠出も可能）が、個人型年金の場合は加入者個人が拠出限度額の範囲内で掛金を拠出する。拠出された掛金は、加入者ごとに積み立てられ、その運用の指図は加入者自らが行う。給付の額は、掛金とその運用収益によって決まり、老齢給付金、障害給付金などの給付が支給される。

[国民年金基金]

自営業者等が、自らの選択により、国民年金に上乗せして老後の所得保障の充実を図ることができる制度として、平成元（1989）年の法律改正により国民年金基金制度が整備され、平成3（1991）年4月から実施されている。国民年金基金に加入できる者は、国民年金の第1号被保険者であり、同じ都道府県に住所を有する者で組織し都道府県ごとに設立される地域型基金と、同種の事業または業務に従事する者で組織し全国を通じて1つ設立される職能型基金の2種類がある。

図2　確定拠出年金の対象者・拠出限度額と既存の年金制度への加入の関係

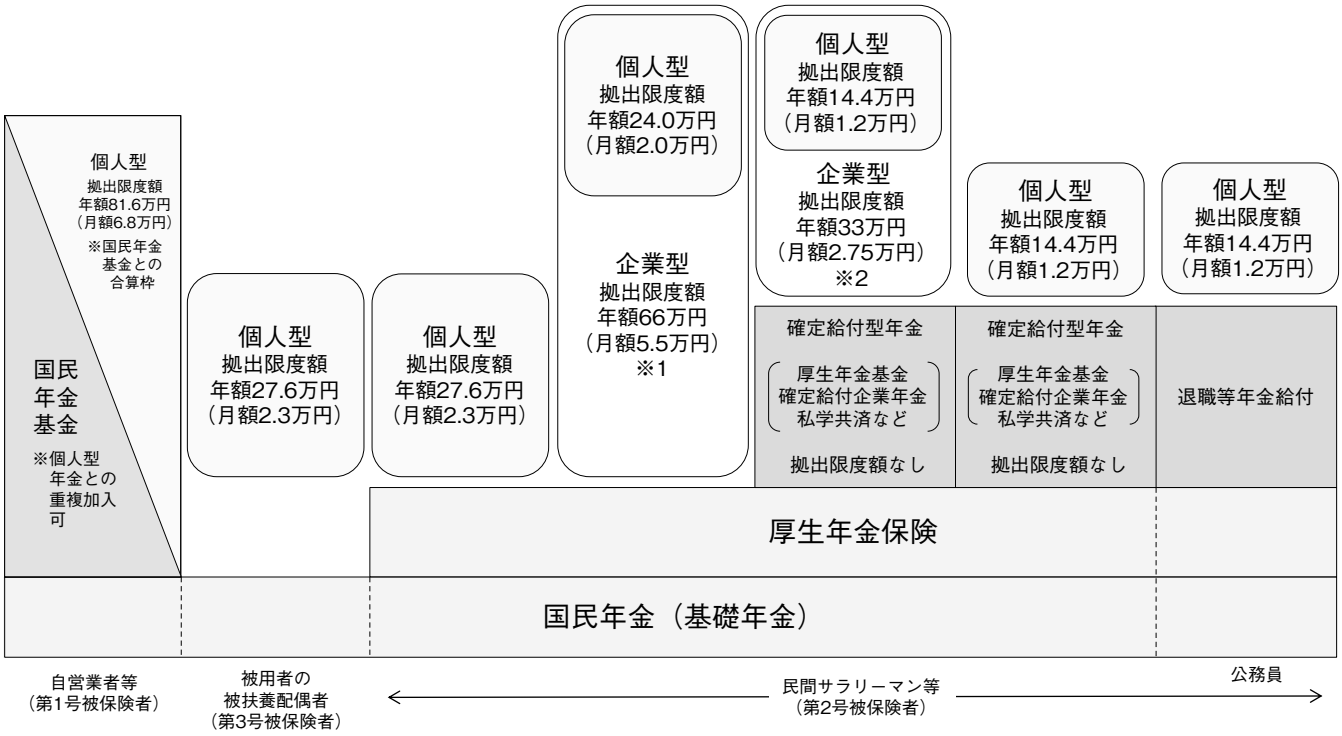

※1企業型年金のみを実施する場合は、企業型年金への事業主掛金の上限を年額42万円（月額3.5万円）とすることを規約で定めた場合に限り、個人型年金への加入を認める。
※2企業型年金と確定給付型年金を実施する場合は、企業型年金への事業主掛金の上限を年額18.6万円（月額1.55万円）とすることを規約で定めた場合に限り、個人型年金への加入を認める。

詳細データ①　厚生年金基金の基金数・加入員数等の推移

年度	基金数	加入員数（千人）	資産（兆円）
2001（平成13）年度	1,737	10,871	57.0
2002（平成14）年度	1,656	10,386	51.2
2003（平成15）年度	1,357	8,351	48.6
2004（平成16）年度	838	6,152	36.8
2005（平成17）年度	687	5,310	37.3
2006（平成18）年度	658	5,221	38.8
2007（平成19）年度	626	4,782	32.5
2008（平成20）年度	617	4,663	25.5
2009（平成21）年度	608	4,562	29.0
2010（平成22）年度	595	4,472	27.7
2011（平成23）年度	577	4,366	26.6
2012（平成24）年度	560	4,203	28.6
2013（平成25）年度	531	4,050	30.7
2014（平成26）年度	444	3,607	31.7
2015（平成27）年度	256	2,539	25.3
2016（平成28）年度	110	1,401	20.1

資料：厚生労働省年金局調べ。
（注）1．資産の評価方法は、時価。
　　2．資産残高には企業年金連合会分を含む。

詳細データ② 確定給付企業年金の実施件数

年度	規約型	基金型
2002（平成14）年度	15	0
2003（平成15）年度	164	152
2004（平成16）年度	478	514
2005（平成17）年度	833	597
2006（平成18）年度	1,335	605
2007（平成19）年度	2,480	619
2008（平成20）年度	4,397	611
2009（平成21）年度	6,795	610
2010（平成22）年度	9,440	613
2011（平成23）年度	14,373	612
2012（平成24）年度	14,085	607
2013（平成25）年度	13,694	602
2014（平成26）年度	13,282	601
2015（平成27）年度	13,042	619
2016（平成28）年度	12,823	684

資料：厚生労働省年金局調べ。
（注） 確定給付企業年金法は平成14年4月から施行。

詳細データ③ 確定拠出年金の規約承認数・加入者数の推移

年度	企業型承認件数	企業型加入者数（千人）	個人型加入者数（人）
2001（平成13）年度	70	88	443
2002（平成14）年度	361	325	13,995
2003（平成15）年度	845	708	28,225
2004（平成16）年度	1,402	1,255	46,066
2005（平成17）年度	1,866	1,733	63,303
2006（平成18）年度	2,313	2,187	80,081
2007（平成19）年度	2,710	2,711	93,036
2008（平成20）年度	3,043	3,110	101,201
2009（平成21）年度	3,301	3,404	112,063
2010（平成22）年度	3,705	3,713	124,906
2011（平成23）年度	4,135	4,218	138,575
2012（平成24）年度	4,247	4,394	158,209
2013（平成25）年度	4,434	4,642	183,543
2014（平成26）年度	4,635	5,052	212,944
2015（平成27）年度	4,964	5,482	257,579
2016（平成28）年度	5,349	5,914	430,929

資料：厚生労働省年金局調べ。
（注1）確定拠出年金法は平成13年10月から施行。また、確定拠出年金の個人型については平成14年1月から実施。
（注2）確定拠出年金の個人型については、平成29年1月以降、国民年金の第三号被保険者や企業年金加入者（確定拠出年金の企業型の加入者については規約に定めた場合に限る。）、公務員等共済加入者も加入可能とし、加入可能範囲を拡大。

詳細データ④ 国民年金基金の基金数・加入員数等の推移

年度	基金数	加入員数（千人）	資産（兆円）
2001（平成13）年度	72（25）	787（127）	1.5
2002（平成14）年度	72（25）	772（124）	1.4
2003（平成15）年度	72（25）	789（126）	1.8
2004（平成16）年度	72（25）	751（121）	2.1
2005（平成17）年度	72（25）	727（117）	2.7
2006（平成18）年度	72（25）	693（112）	2.9
2007（平成19）年度	72（25）	648（106）	2.7
2008（平成20）年度	72（25）	615（103）	2.2
2009（平成21）年度	72（25）	577（ 97）	2.6
2010（平成22）年度	72（25）	548（ 92）	2.6
2011（平成23）年度	72（25）	522（ 87）	2.7
2012（平成24）年度	72（25）	493（ 82）	3.2
2013（平成25）年度	72（25）	481（ 79）	3.6
2014（平成26）年度	72（25）	454（ 75）	4.2
2015（平成27）年度	72（25）	427（ 71）	4.0
2016（平成28）年度	72（25）	399（ 66）	4.1

資料：厚生労働省年金局調べ、（ ）内は職能型基金で内数。
（注） 1. 資産の評価方法は、時価。
2. 資産残高には国民年金基金連合会分を含む。

年金相談

概　要　　年金相談

1. 相談窓口の種類

・年金の相談は、全国の「年金事務所」や「街角の年金相談センター［別表］」へどうぞ
※予約相談を実施しています。予約相談の受付は「ねんきんダイヤル」にお電話ください。

・お電話による年金相談に関する一般的なお問い合わせは「ねんきんダイヤル」で、「ねんきん定期便」、「ねんきんネット」、「ねんきん特別便」及び「厚生年金加入記録のお知らせ」に関するお問い合わせは「ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル」で承ります。また、一般的な年金の加入に関するお問い合わせは「ねんきん加入者ダイヤル」で承ります。

・「ねんきんダイヤル」　0570－05－1165
050から始まる電話でおかけになる場合は「03－6700－1165」にお電話ください。
・「ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル」　0570－058－555
050から始まる電話でおかけになる場合は「03－6700－1144」にお電話ください。
・「ねんきん加入者ダイヤル（国民年金加入者向け）」0570－003－004
050から始まる電話でおかけになる場合は「03－6630－2525」にお電話ください。
・「ねんきん加入者ダイヤル（事業所、厚生年金加入者向け）」0570－007－123
050から始まる電話でおかけになる場合は「03－6837－2913」にお電話ください。

2. 受付時間

①年金事務所・街角の年金相談センター
受付時間：平日（月～金）の午前8：30～午後5：15まで
時間延長：週初の開所日：午後5：15～午後7：00まで
週末相談：第二土曜日：午前9：30～午後4：00まで
※一部の街角の年金相談センターでは、「時間延長」「週末相談」は実施しておりません。
※祝日（第二土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

②ねんきんダイヤル
受付時間：月曜日：午前8：30～午後7：00
火～金曜日：午前8：30～午後5：15
第二土曜日：午前9：30～午後4：00
※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7：00まで相談をお受けします。
※祝日（第二土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

③ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル
受付時間：月～金曜日：午前9：00～午後7：00
第二土曜日：午前9：00～午後5：00
※祝日（第二土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

④年金加入者ダイヤル
受付時間：月～金曜日：午前8：30 ～午後7：00
第二土曜日：午前9：00 ～午後5：00
※祝日（第二土曜日を除く）、12月29日～ 1月3日はご利用いただけません。

3. 年金相談においでになるときに、お持ちいただきたいもの

年金の相談においでになるときは、年金手帳、年金証書及び改定通知書等日本年金機構から本人に交付された文書などの本人であることを確認できるものをお持ちください。
そのほか、年金事務所や日本年金機構本部から最近お送りした書類も一緒にお持ちください。
また、窓口にて証明書等の（再）交付を受ける場合は、交付物の詐取を防止するため、本人または代理人（受任者）と確認できる身分証明書の提示が必要です。

4. 本人以外のご家族等が相談をされる時のお願い

年金の相談は、本人の委任があれば家族や友人の方でもかまいません。本人からの委任状をご用意ください。
委任状は、特に定めた用紙はありません。本人の年金手帳に記載されている基礎年金番号又は本人の年金証書に記載されている基礎年金番号と年金コード、本人の住所、氏名、生年月日、委任内容を記入したうえ、委任を受ける方の住所、氏名、本人との関係を書いて本人が署名押印してください。
また、年金相談の委任を受ける方の身分証明書（文書による年金相談は写し）も忘れないようご用意ください。
なお、委任状の様式が必要な場合は、日本年金機構ホームページ（http://www.nenkin.go.jp/）からダウンロードできますのでご利用ください。

《確認書類の例》

番号確認書類の例
○個人番号カード ○通知カード ○個人番号が記載された住民票の写し、住民票記載事項証明書

身元確認書類の例	
1つの提示で足りるもの	2つ以上の提示が必要なもの （異なる○印の組合せが必要です。）
○個人番号カード（マイナンバーカード） ○住民基本台帳カード（写真付きのもの） ○運転免許証（運転経歴証明書） ○旅券（パスポート） ○身体障害者手帳 ○精神障害者保健福祉手帳 ○療育手帳 ○特別永住者証明書 ○在留カード ○国または地方公共団体の機関が発行した資格証明書（写真付きのもの）※ ・船員手帳 ・海技免状 ・小型船舶操縦免許証 ・猟銃・空気銃所持許可証 ・戦傷病者手帳 ・宅地建物取引士証 ・電気工事士免状 ・無線従事者免許証 ・認定電気工事従事者認定証 ・特種電気工事資格者認定証 ・耐空検査員の証 ・航空従事者技能証明書 ・運航管理者技能検定合格証明書 ・動力車操縦者運転免許証 ・教習資格認定証 ・検定合格証（警備員に関する検定の合格証）	○被保険者証、組合員証（国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療、介護保険、共済組合） ○公的年金（企業年金、基金を除く）の年金証書または恩給証書 ○年金手帳 ○住民基本台帳カード（写真の付いていないもの） ○児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書 ○日本年金機構が交付した通知書　※ ・年金額改定通知書 ・年金振込通知書　等 ○印鑑登録証明書 ○学生証（写真付きのもの）※ ○国または地方公共団体または法人が発行した身分証明書（写真付きのもの）※ ○国または地方公共団体が発行した資格証明書（写真付きのもので左記に掲げる書類以外のもの）※ 【注意】 金融機関またはゆうちょ銀行の預（貯）金通帳、キャッシュカード、クレジットカードは、番号法上の身元確認書類としては認められません。 個人番号の提供を受けない従来の本人確認の場合のみ、使用することができます。

※ⅰ氏名、ⅱ生年月日又は住所が記載されたものに限ります。

代理権の確認書類の例
【任意代理人】 ○委任状 【法定代理人（親権者、成年後見人等、施設・療養機関の職員）】 ○戸籍謄本 ○登記事項証明書（法務局） ○審判書謄本（裁判所） ○審判確定証明書（裁判所）

5. 電話により年金相談をされる時のお願い

電話による具体的なご相談は、ご本人のみとさせていただいております。

ただし、日本年金機構よりお送りした通知書の内容等についてのご照会については、ご本人が直接相談することが困難な場合に限り、2親等以内の親族とその配偶者または同居の親族の方からの相談もお受けいたします。

なお、ご相談においては、相談者を確認させていただくため、次のような点をお尋ねさせていただいておりますので、あらかじめ年金手帳や年金証書、振込通知書などをご用意ください。

・相談者がご本人の場合…
　基礎年金番号・氏名・生年月日・住所など
・相談者が2親等以内の親族とその配偶者または同居の親族の方の場合…
　上記の他、その親族とその配偶者の方の基礎年金番号・氏名・生年月日・住所・続柄・電話番号・ご本人が直接相談することが困難な理由など

相談したいことがらは、あらかじめ具体的に整理してメモにしておいていただけると便利です。

街角の年金相談センター設置一覧表

（2018（平成30）年4月現在）

都道府県	街角の年金相談センター名称	所　在　地
北海道	札幌駅前	札幌市中央区北3条西3ー1ー47　ヒューリック札幌NORTH33ビル3階
	麻生	札幌市北区北38条西4ー1ー8
青森	青森（オフィス）	青森市本町1ー3ー9　ニッセイ青森本町ビル10階
岩手	盛岡（オフィス）	盛岡市大通3ー3ー10　七十七日生盛岡ビル4階
宮城	仙台	仙台市青葉区国分町3ー6ー1　仙台パークビル2階
秋田	秋田（オフィス）	秋田市東通仲町4ー1　秋田拠点センターALVE2階
山形	酒田	酒田市中町2ー5ー19　酒田本町ビル1階
福島	福島	福島市北五老内町7ー5　ｉ・ｓ・M37（イズム37）2階
茨城	水戸	水戸市南町3ー4ー10　水戸FFセンタービル1階
	土浦	土浦市桜町1ー16ー12　リーガル土浦ビル3階
群馬	前橋	前橋市亀里町1310　群馬県JAビル3階
埼玉	大宮	さいたま市大宮区桜木町2ー287　大宮西口大栄ビル3階
	川口	川口市本町4ー1ー8　川口センタービル13階
	川越（オフィス）	川越市脇田本町16ー23　川越駅前ビル8階
千葉	千葉	千葉市中央区新田町4ー22　サンライトビル1階
	船橋	船橋市本町1ー3ー1　フェイスビル7階
	柏	柏市柏4ー8ー1　柏東口金子ビル1階
	市川（オフィス）	市川市市川1ー7ー6　愛愛ビル3階
東京	新宿	新宿区西新宿1ー7ー1　松岡セントラルビル8階
	町田	町田市中町1ー2ー4　日新町田ビル5階
	立川	立川市曙町2ー7ー16　鈴春ビル6階
	国分寺	国分寺市南町2ー1ー31　青木ビル2階
	大森	大田区山王2ー8ー26　東辰ビル5階
	八王子（オフィス）	八王子市横山町22ー1　エフ・ティービル八王子3階
	足立（オフィス）	足立区綾瀬2ー24ー1　ロイヤルアヤセ2階
	江戸川（オフィス）	江戸川区一之江8ー14ー1　交通会館一之江ビル3階
	練馬（オフィス）	練馬区東大泉6ー52ー1　WICSビル1階
	武蔵野（オフィス）	武蔵野市中町1ー6ー4　三鷹山田ビル3階
	江東（オフィス）	江東区亀戸2ー22ー17　日本生命亀戸ビル5階
神奈川	横浜	横浜市西区高島2ー19ー12　スカイビル18階
	戸塚	横浜市戸塚区上倉田町498ー11　第5吉本ビル3階
	溝ノ口	川崎市高津区溝口1ー3ー1　ノクティプラザ1　10階
	相模大野	相模原市南区相模大野3ー8ー1　小田急相模大野ステーションスクエア1階
	新横浜（オフィス）	横浜市港北区新横浜2ー5ー10　楓第2ビル3階
	藤沢（オフィス）	藤沢市藤沢496　藤沢森井ビル6階
	厚木（オフィス）	厚木市中町3ー11ー18　MY厚木ビル6階
新潟	新潟	新潟市中央区東大通2ー3ー26　プレイス新潟6階
富山	富山	富山市稲荷元町2ー11ー1　アピアショッピングセンター2階
石川	金沢	金沢市鳴和1ー17ー30
福井	福井（オフィス）	福井市手寄1ー4ー1　アオッサ（AOSSA）2階
長野	長野	長野市中御所45ー1　山王ビル1階
	上田（オフィス）	上田市天神1ー8ー1　上田駅前ビルパレオ6階
岐阜	岐阜	岐阜市香蘭2ー23　オーキッドパーク西棟3階
静岡	静岡	静岡市駿河区南町18ー1　サウスポット静岡2階
	沼津	沼津市大手町3ー8ー23　ニッセイスタービル4階
	浜松（オフィス）	浜松市東区西塚町200番地サーラプラザ浜松5階
愛知	名古屋	名古屋市中村区椿町1ー16　井門名古屋ビル2階
	千種	名古屋市東区葵3ー15ー31　千種ビル6階
三重	津（オフィス）	津市丸之内養正町4ー1　森永三重ビル1階
滋賀	草津	草津市渋川1ー1ー50　近鉄百貨店草津店5階
京都	宇治	宇治市広野町西裏54ー2
	京都（オフィス）	京都市西京区桂野里町17番地ミュー阪急桂（EAST）5階
大阪	天王寺	大阪市天王寺区南河堀町10ー17　ACTY天王寺2階
	吹田	吹田市片山町1ー3ー1　メロード吹田2番館10階
	堺東	堺市堺区中瓦町1ー1ー21　堺東八幸ビル7階
	枚方	枚方市岡東町5ー23　アーバンエース枚方ビル2階
	城東	大阪市城東区中央1ー8ー24　東洋プラザ蒲生ビル1階
	東大阪	東大阪市永和1ー18ー12　NTT西日本東大阪ビル1階
	豊中	豊中市本町1ー1ー3　豊中高架下店舗南ブロック1階
	なかもず	堺市北区長曽根町130ー23　堺商工会議所会館1階
兵庫	北須磨	神戸市須磨区中落合2ー2ー5　名谷センタービル7階
	尼崎	尼崎市南塚口町2ー1ー2ー208　塚口さんさんタウン2番館2階
	姫路	姫路市南畝町2ー53　ネオフィス姫路南1階
	西宮（オフィス）	西宮市北口町1ー2　アクタ西宮東館1階
奈良	奈良	奈良市大宮町4ー281　新大宮センタービル1階
和歌山	和歌山（オフィス）	和歌山市美園町3ー32ー1　損保ジャパン和歌山ビル1階
岡山	岡山	岡山市北区昭和町4ー55
広島	広島	広島市中区橋本町10ー10　広島インテスビル1階
	福山	福山市東桜町1ー21　エストパルクビル6階
山口	防府	防府市戎町1ー8ー25　防府広総第3ビル3階
徳島	徳島（オフィス）	徳島市八百屋町2ー11　ニッセイ徳島ビル8階
香川	高松（オフィス）	高松市鍛冶屋町3　香川三友ビル5階
愛媛	松山（オフィス）	松山市花園町1ー3　日本生命松山市駅前ビル5階
福岡	北九州	北九州市八幡西区西曲里町2ー1　黒崎テクノプラザⅠ1階
佐賀	鳥栖（オフィス）	鳥栖市宿町1118　鳥栖市役所東別館1階
長崎	長崎（オフィス）	長崎市千歳町2ー6　いわさきビル5階
熊本	熊本	熊本市中央区花畑町4ー1　太陽生命熊本第2ビル3階
大分	中津（オフィス）	中津市豊田町14ー3中津市役所別棟2階
宮崎	宮崎（オフィス）	宮崎市大淀4ー6ー28　宮交シティ2階
鹿児島	鹿児島（オフィス）	鹿児島市大黒町2ー11　南星いづろビル6階

※街角の年金相談センターは、日本年金機構が「全国社会保険労務士会連合会」に運営を委託しています。

日本年金機構について

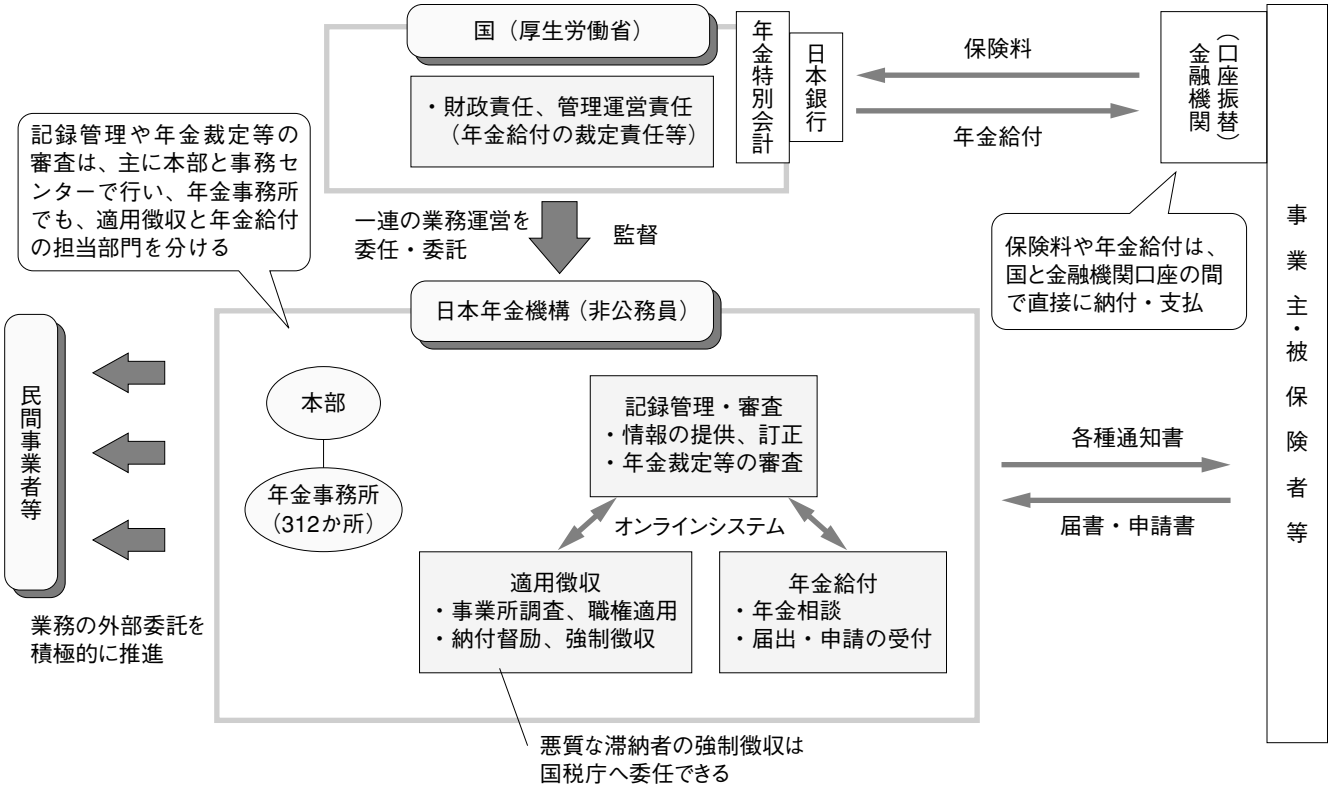
国（厚生労働省）
・財政責任、管理運営責任
（年金給付の裁定責任等）
年金特別会計
日本銀行
保険料
年金給付
金融機関（口座振替）
事業主・被保険者等
記録管理や年金裁定等の審査は、主に本部と事務センターで行い、年金事務所でも、適用徴収と年金給付の担当部門を分ける
一連の業務運営を委任・委託
監督
保険料や年金給付は、国と金融機関口座の間で直接に納付・支払
日本年金機構（非公務員）
民間事業者等
本部
年金事務所（312か所）
記録管理・審査
・情報の提供、訂正
・年金裁定等の審査
オンラインシステム
適用徴収
・事業所調査、職権適用
・納付督励、強制徴収
年金給付
・年金相談
・届出・申請の受付
各種通知書
届書・申請書
業務の外部委託を積極的に推進
悪質な滞納者の強制徴収は国税庁へ委任できる